令和6年4月9日 第12589号

			0	0	定		0	0	0	の	0	
岡			精神	漁船	~_		土 地	公共	開発	完了	随 意	ß.
山			通院	保 険			改 良	測量	許 可		契約	
		【 告	医	付保			事業	の実施	を受い		の 相	†
県 公	目	古	療を担当する	義務		公	の工	施	け た 問		手方の	7
	次	示	ョする	発生の		告】	事完了		開発行		の決定	v Ž
		示】	医療	ため			,		発行為に		<i>/</i> L	^
報			機関	の 同					関す			
			の指定	意 の					関する工事			
発 行			定	認					事			
岡	担		健康	水 産			耕 地	監理課	建築指		警察本部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
山 県	担当課		康推進	課			課	課	導		本部:	7 1
*	(室)		課						課		会計	
											課	ជី
次												
担												
当課												
(室)												

岡山県公報第12589号 令和6年4月9日

◎岡山県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和六年四月九日

富永薬局 笹沖

かがみの薬局

指定した医療機関

在

苫田郡鏡野町寺元三七四—二 倉敷市新田二六八三—八

指定年月日

令和六年四月一日 令和六年三月五日

県 知 事 伊 原 木

岡 Ш

隆

太

令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

○岡山県告示第百七十九号○岡山県告示第百七十九号○岡山県告示第百七十九号○岡山県告示第百七十九号○岡山県告示第百七十九号

岡山県知事

木

隆

太

加入区の名称 朝日加入区

令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

令和六年四月九日により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。〔一八九〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第一項の規定

是 。 事業主体	北 地 区 3 条 名	農業用用非水施設 工 種 一種 原山県知事 伊原	令 和 完 六 了
	北七区支線50号	IJ	
<i>II</i>	北七区支線48号	<i>11</i>	
IJ	西七区支線85号	用排水施設	整備
II	西七区支線70号	IJ	
<i>II</i>	北七区支線27号	IJ	
II	六間桜川交差樋門	かんがい	排水
<i>11</i>	西七区6号	IJ	
<i>11</i>	錦西14樋門	"	
"	錦六区東横6樋門	"	
<i>11</i>	沖4番川樋門	"	
<i>11</i>	西七区3番2	"	
"	川張潮廻し2号樋門	"	
"	垣 二丈 3 子通月	,,	

令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

あった。 第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が〔一九〇〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年四月九日

岡山県知事

木

太

倉敷	測
市全	量
域	区
	域
公共	測
測量(基	量
準点測	Ø
量等)	種
	類
七年三日	測
十三月三十	量
日日	期
までから令和	間

岡山県公報第12589号 令和6年4月9日

令和六年四月九日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一九一〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市真壁字八神四〇二番九開発区域又は工区に含まれる地域

岡山市北区今保一二六番地二プラッツ・ 許可を受けた者の住所及び氏名 ユ

許可年月日及び許可番号 亀髙明日珠 亀髙 輝

三

令和五年十二月二十七日岡山県指令建指第三一三号

令和6年4月9日 岡山県公報第12589号

令和六年四月九日とおり契約の相手方等を決定した。 年政令第三百七十二号。 政令第三百七十二号。以下「政令」という。)に基づき、特定調達契約につる一九二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 (平成七

原 木

太

宅地図デ

入件名及び数量

タ等賃貸借

三

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在 令和六年四月一日から令和十年二月二十九日まで

地

岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県警察本部警務部情報管理課

契約の相手方を決定した日

兀

令和六年四月一日

五 株式会社ゼンリン岡山営業所契約の相手方の名称及び住所

岡山市北区下 中野三二三番地

七 契約の相手方を決定した手続 巡 〇 、 三三三円 (うち消費税額及び

(契約方法)

地方消費税の額二七六、

三九三円)

一条第一項第一号に該当するため